

# 多国籍企業の企業統治に基づく 納税行動の規範化の重要性

——新興国の「底辺への競争」から見る租税競争の有害性——

市 場 哲 也

## 要 旨

本稿は、租税回避に対する新興国の主張を考察することで、租税競争の多極的な構造のなかで「底辺への競争」という新興国固有の問題が OECD 主導の国際協調における中心的課題とされていないことを論ずる。この点は新たな税制の枠組みの技術的な限界であり、国際格差の問題は今後も残り続けると予想される。国際的な租税競争と租税回避を相互に関連する問題として捉え、多国籍企業の納税行動を規範的なものへ導く理論研究は、結論の方向性が拡散した税務会計の実証研究の知見をさらに深めることが期待される。企業統治の概念を鍵とする多国籍企業の納税行動を規範化に導こうとする理論は、国際格差に関する税の問題を自立的改善に導く可能性がある。

## I 本稿の課題

### 1 OECD 主導の課税をめぐる国際協調の展開

2008年の金融危機後、一部の新聞報道や社会活動団体などの情報発信により、巨額の納税を毎年避け続ける多国籍企業の実態が明らかになり始めた (Durst, 2018, p. 1)。米国スターバックス社は英国での不買運動を受けて、2013年に2千万ポンドを自発的に英国に拠出することとしたが、同じ批判は一般消費者にすでに身近になっていたグーグル、アップル、アマゾン、フェイスブック（各社の頭文字から GAF A と総称される）等の米国デジタル企業に波及した。これらの企業の行為は、その活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用して、課税所得を人為的に操作した課税逃れとされ、虚偽による脱税と区別して BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) と呼ばれ始めた。それまで長年にわたりこの問題の研究を重ねていた OECD (Organization for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) は2012年6月、BEPSを可能にする国際課税制度の弱点を税制の国際的な枠組みによって克服しようとするプロジェクト

を発足させた。以下本稿ではこれを BEPS プロジェクトと称する。BEPS プロジェクトは 15 の「行動計画」に分かれて、広範な国際課税の問題を網羅的に検討し、その成果である G20 最終報告書の発表をもって BEPS 規制の議論は一旦完了したとされる（池田, 2017, 52 頁）。2016 年 6 月から 7 月の京都会合以降、BEPS プロジェクトは、関係各国が対等な立場で議論と議決に参加することを前提とする新しい段階へと移った。以下本稿ではこれをポスト BEPS と称する。米国で国際的な枠組みに対して消極的な姿勢をとるトランプ政権が発足（2017 年 1 月）して以降、各国の租税政策と産業政策を濃厚に反映した結果、枠組みをめぐる折衝は遅々として進展しなかった。そのためフランスをはじめ欧州各国が相次いでデジタル・サービス税<sup>1)2)</sup>を導入した。これに対してトランプ前政権は「米企業を狙い撃ちした不当な措置」<sup>3)</sup>として反発して問題を関税に飛び火させたことから、北大西洋を挟んだ報復課税の応酬が展開される事態に至り、ポスト BEPS は深刻な膠着状態に陥った。その後、世界的な感染症対策のための財政需要によって、欧米諸国にとって国際的な税の課し方をめぐって駆け引きを続ける足元の理由がなくなったことから、課税をめぐる国際的な枠組みは突如進展をみせ、2021 年 10 月、新しい国際課税の枠組み「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する 2 つの柱からなる解決策」（OECD, 2021a）が発表された。以降本稿ではこれを「2 Pillars 税制枠組み」と呼ぶ。また本稿では以上のとおり、2 Pillars 税制枠組みに至るまでの国際課税の枠組みを主導してきた OECD による一連の活動を「(OECD 主導の) 国際協調」と称することとする。

## 2 本研究論文の位置づけと目的

今日の国際課税制度の構造的課題を対象とする研究は、これまで移転価格税制、タックス・ヘイブン対策税制、租税条約など、しくみとしての税制の設計・立案や執行をめぐって蓄積されてきた。例えば Avi-Yonah による一連の研究（Avi-Yonah, 2004, 2006, Avi-Yonah and Xu, 2016）、Eden による一連の研究（2016, 2019）や Forstater（2018）などは、租税論や法学に属するものであり、これらの研究を「租税（制度・政策）の公正性」または *tax policy fairness* の研究と呼称することができる。これに対して、多国籍企業の納税行動原理を解明する研究は、経済現象としての租税回避の実証研究を中心に深められてきた。Liez（2013）によると、数多くの先行研究の蓄積にもかかわらず、租税回避をめぐる多国籍企業の意思決定のプロセスやメカニズムが解明されているとは言い難く、また株主投資家の中心的利害である企業価値と租税回避の相関関係について、実証研究の結論が指し示す方向性は一様ではない。このことは、Lanis and Richardson による一連の研究（2012, 2015）に対して Davis *et al.*（2013）や Davis *et al.*（2016）が示した反証をはじめ、2010 年代を通じた研究においてもその基本的な動向に変わりが見られない<sup>4)</sup>。豊富に蓄積された

租税回避の実証結論は、国際経済社会における多国籍企業の納税をめぐる議論の深まりに、これまで以上に示唆を持つものでなければならない。本稿は、この研究上の問題意識に立って「(多国籍企業の) 納税行動の公正性」または *firms' tax fairness* の理論を構築することの重要性を指摘するものである。理論研究が、多国籍企業は国際課税環境とどのように相関しながら納税行動を形成しているのか、そしてその納税行動を規範的なものへ導くための理論は何かを問うことは、租税回避の実証研究手法と実証結論の解釈の両面に対してインプリケーションをもたらす。そして「納税行動の公正性」の研究結果が蓄積され、「租税(制度・政策)の公正性」の研究にフィードバックされることによって、国際社会の構造的課題に対する多国籍企業の財務的なかわり方に関する、国際的な議論の深化を促すことが期待される。

本稿は、多国籍企業の納税行動の公正性について考察するにあたり、OECD 主導の国際協調と異なって、多国籍企業の BEPS に対して新興国がどのような問題を抱え、どのような主張をしてきたかに焦点を当てる。頭記の「ポスト BEPS」は多数の新興国の参加を得て、130か国を超える枠組みとなっている。しかしながら世界の大多数の新興国が OECD 主導の国際協調に参加を表明していることと、その国際協調が新興国税財政の構造的課題への本質的な対処策をもたらすものであるかどうかは、別の事柄である。したがって本稿は、先進国と新興国の間に依然として存する国際格差の観点から、次のリサーチ・クエストionsを問う論考を行う。

RQ1 OECD 主導の国際協調から示された新たな税制の枠組みは、多国籍企業の租税回避から生ずる新興国の税財政上の課題に対処するものであるか。

今日の BEPS プロジェクトにつながる国際協調の経緯を概観することによって、BEPS プロジェクトが発表した最新の解決策である 2 Pillars 税制枠組み (OECD, 2021a) によっても、新興国が税財政に抱える影響が十分にに対処されないことを明らかにする。

RQ2 国際協調による新たな税制の枠組みによって残される新興国の課題に自律的な改善を促すために、どのような概念が鍵となりうるか。

RQ2 を考察することによって、多国籍企業に働くべき企業統治に基づいてその納税行動を規範的なものへと導こうとする論理が、新興国に残される問題の自律的改善への道を拓く可能性があることを示唆する。

本稿の構成は次のとおりである。次節の II では「納税行動の公正性」の研究に属し、上の RQ の検討に示唆を提供する 2 つの先行理論研究を考察する。続く III から V の各節では、課税の枠組みをめぐる提示されてきた国際的な立場を時系列に従って整理する。これら

を総合してVIで本稿の見解を示し、VIIで本稿を結ぶ。

## II 先行理論研究のレビュー

Iで述べたとおり、本稿のRQ1は、今日Pillar 2税制の提唱に至ったOECD主導の国際課税の枠組みがどのような論理で主導されてきたのかを、BEPSに対する先進国と新興国の問題意識に分けたうえで明らかにすること、そしてRQ2は、多国籍企業の納税行動を規範的に導くための理論的な手がかりを見出すための問いである。多国籍企業の側からの納税行動原理の規範性を論ずる先行研究としては、例えばSikka (2010)とHasseldine and Morris (2013)の立場の対立<sup>5)</sup>が周知されているが、先述した「租税(制度・政策)の公正性」の研究に比して、総じてこの「納税行動の公正性」を論ずる先行研究は少ない。その中で本稿は次の2つの先行理論研究を取り上げる。まずFaulhaber (2017)は、公共選択の連鎖の結果出現する租税競争という現象から、租税回避を解明する研究に求められる方向性を示唆している。次にDowling (2014)は、租税回避の現象の解明を深めるために社会的責任(CSR, Corporate Social Responsibility)が想定してきた一般公衆の経済的利害の確保を再検討する必要がある、と主張している。

### 1 Faulhaber (2017)

Faulhaber (2017)は、OECDの中核構成国の名前を挙げながら、タックス・ヘイブンであるとは一般的に認知されていない国が、自国の産業競争力に資する多国籍企業による租税回避行為を可能とする税制を存続させてきた<sup>6)</sup>こと、また多国籍企業がその経済的影響力を背景として、特定の国の税務当局から取得するルーリングなどを通じて、租税競争の高まりを要求してきたこと、さらにその期待に応えてきた税務当局の存在を、構造的に示した。Faulhaberによれば、国家は租税回避スキームにおいて共犯(Complicit)であり、納税者(多国籍企業)は租税競争において共犯である。主権国家の間には、租税回避を規制する活動に対して自国の産業競争力に不利な方向性を排除し、有利な方向性での規制に導こうとする行動原理の衝突があるとし、Faulhaberはこれを「租税競争」と称した。Faulhaberは、主権国家間の租税競争の原理が働いていることから、国家の主権行使の問題に閉じた租税回避の研究には限界があると唱えた。そして租税回避の議論を、納税者(の行動原理)を含む形に転換し、租税回避と租税競争の相互関連性を踏まえて、有害な租税競争をめぐる議論の枠組みを再整理すべきである、と提唱した。本稿が前節Iで触れた、「租税(制度・政策)の公正性」の研究への偏重と多国籍企業の納税行動原理を解明する理論研究の不足は、「国家の主権行使の問題に閉じた租税回避の研究」を批判するFaulha-

ber の指摘に通底する。

## 2 Dowling (2014)

Dowling (2014) は、税法<sup>7)</sup> を遵守する立場を Letter of the law (明文規定) と Spirit of the law (制度趣旨) に分けたうえで、前者と別個に後者を想定すること自体を否定したり、または後者を実施させるのは税務当局の責任で納税者にその責任はない、とする姿勢があることを指摘する<sup>8)</sup>。これらの姿勢は、企業が自らの責任を「財務的な領域」に限定し、法人税を費用対効果の計算の対象とする動機に背景を与え、企業責任の「社会的な領域」の欠落につながる、と Dowling は説明する (p. 180)。Dowling は、多くの大企業が Spirit of the law (制度趣旨) に基づく納税の姿勢を採用することによって、公正な税負担 (“fair share” of tax) そのものが、社会的責任の最も重要な提供 (deliverable) であることが明らかになる、としている (p. 182)。Dowling は CSR 研究が、租税回避の問題を主たる研究課題として (当時) 扱ってこなかったことを批判する (p. 174)。特に従来 of CSR 研究は、従業員・取引先・投資家の 3 つを最も重要な利害関係者として挙げており、これらは全て法人税の租税回避から利得がもたらされる点で共通していることを、CSR 研究の構造的課題の一つとして指摘している。そのうえで Dowling は、CSR 研究が想定する利害関係者が政府を含む形で拡張され、他の利害関係者との間で一般公衆の利害が検討されなければならない、と主張している (p. 183)。Dowling は、公正な税負担からの回避に対する歯止めは企業統治の問題であるとも指摘する。特に多国籍企業が享受するような租税回避の機会が小規模の事業者や個人にはほとんど開かれていないことから、Dowling はこの問題の性質を社会的解釈 (social interpretation) の問題として定義づけている (p. 175)。本稿の目的に照らすと、Dowling によるこれらの指摘は、新興国の一般公衆を利害関係者の範囲に含めた企業統治の文脈で多国籍企業の納税行動原理を捉えなおす必要性を示唆するものである。

本稿はこれより、課税の枠組みをめぐって提示されてきた国際的な立場を時系列に従って整理する。それによって、本節 II でレビューした「納税行動の公正性」に関する理論研究からの一般的な示唆を、今日のポスト BEPS の文脈における検討課題へと具体的に転換することができる。特に IV では BEPS によって影響を受ける新興国の立場を報告書に従って読み解き、これを III と V でまとめた OECD 主導の国際協調の立場との乖離を明らかにすることによって、VI 以降で RQ に回答する考察へつなげる。



### III 「有害な租税競争」の定義と「平等な競技場」に向けた国際協調の経緯

本節と次のIVでは、国際機関からの報告書と若干の統計によって、OECD 主導の国際協調が特定の税制を有害視してきた論理の展開のなかで、新興国の税財政の課題が直接的に取り上げられてこなかったことを明らかにする。

#### 1 OECD (1998) の概要

OECD (1998) は「財務その他の役務活動が行われる場所に影響を与え、他国の税源を浸食し、貿易と投資の態様を歪め、税体系を通じた公正性・中立性・社会の広範な需要を掘り崩す」という有害税制の実態を明示することをその目的に掲げている。OECD (1998) は、グローバリゼーションが租税体系にもたらした影響には積極的なものも含まれる (para. 23) とする一方で、他国に比して著しく税を軽減するタックス・ヘイブンと有害な租税優遇措置 (harmful preferential tax regimes) を、併せて有害税制 (harmful tax practice) と呼称し、これがもたらす弊害として図表1の6項目をあげた (para. 30)。

図表1 OECD (1998) が指摘するタックス・ヘイブンと有害な租税優遇措置の弊害の例

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融投資と(間接的に)実業投資の流れを歪めること</li> <li>② 租税体系の全体的構造と公正さを掘り崩すこと</li> <li>③ 納税者全体の遵守意識を下げること</li> <li>④ 税と公的支出について望ましい水準と組み合わせを変質させること</li> <li>⑤ 労働・資産・消費などの可動性の少ない税源に対して、望ましくない税の部分転嫁が生じること</li> <li>⑥ 税務当局と納税者双方の管理コスト・遵守事務負担を増やすこと</li> </ul> |
|---|

OECD (1998) para. 30, 筆者邦訳。

OECD (1998) は、有害税制は世界的厚生を減少させ、納税者が税体系に対して期待する正しさへの疑問をもたらすものであると表現する (para. 4)。また(多国籍企業が)税ではなく、経済的な考慮に基づいて経済活動の場所の選択を行うよう、グローバル化の持続的発展に不可欠な「level playing field: 平等な競技場」の確保に近づくため、各国政府の合意を呼びかけた (para. 8)。OECD (1998) は、上のような有害税制への対策を一国のみか二国間で行っても、「各国の主権制限の限界」「ある国の租税政策が想定していなかった結果を他国にもたらす可能性」「監視と対策実行コスト」から、その実効性に限界がある (para. 87)、と指摘したうえで、国内法整備、租税条約、国際協力の強化の3つの勧告を発表し、OECD 加盟国を中心としつつ、その他の国々の参加を呼びかけた。特に国内法整備に関する勧告の冒頭では、外国子会社合算税制の導入とその画一的な執行を勧告している。

## 2 BEPS プロジェクト行動5 最終報告書

OECD (1998) から17年後、国際協調活動の系譜を受け継いだ行動5 (有害税制) 最終報告書 (OECD, 2015) は、透明性の向上、特に租税優遇措置に関する強制的で同時的な (当局間) 情報交換を重視する姿勢を表明し (Executive Summary, p. 9)、非 OECD 加盟国からの参加を呼び掛けた。また参加国の既存の税体系が有害税制を含むものでないか、監視活動の継続を通じて、OECD (1998) の掲げた「平等な競技場」のさらなる追及を宣言している。

## IV BEPS に対する新興国の主張と税財政の特徴

2013年9月、サンクトペテルブルク G20 サミットで、国際的な税制の透明化の恩恵を通じて新興諸国の歳入の拡大を支援すべきことが確認され、Development Working Group (以下 DWG) を組成して特に所得の低い国々の BEPS 上の重要論点を見直すこととされた。国々の経済格差の問題に長年関与してきた国際通貨基金、世界銀行など、OECD 以外の国連組織の支援を得て2014年に発表された G20 開発ワーキンググループ向け報告書「低所得諸国に対する BEPS の影響」(OECD, 2014, 以下 DWG 報告書) は、G20 最終報告書に先立って BEPS に対する新興諸国の主張をまとめている。以降本稿では、「OECD 主導の国際協調」の枠組みと区別して、国際課税問題に対する新興諸国の利害と主張を分析する。DWG 報告書は多くの事項に言及しているが、本稿の分析の目的では次に述べるとおり、BEPS に対して新興国が主張する2つの批判点 (無形資産等取引と「底辺への競争」の問題) において、新興国と先進国の相違が明らかである。

### 1 無形資産等取引

この項では DWG 報告書 Part I, Section 5 の項目 a) および b) の内容を要約して分析する。多国籍企業は、本国内外での研究開発などを通じて質を高めた無形資産を成長市場に投入し、獲得した資金をグループ競争力向上のための活動に循環させている。業態によって、その経営を支える無形資産は製造、販売、ブランドからテクノロジーに関わるものまで多岐にわたるが、多国籍企業にとって無形資産の開発・改良・維持・保護・使用といった活動に関する機能・リスクは、グループの中でもグローバル本社または国内外の中核拠点が担い、コストや危険負担が極めて大きな活動であることが多い。これらの対価となるロイヤルティおよびグループ内役務提供取引 (以下「無形資産等取引」) が課税上不安定な状況に置かれることは、多国籍企業の持続的競争力に対する深刻な障害となる。

多国籍企業の無形資産等取引を DWG 報告書は「税源浸食取引」と呼び、新興国にとっ

ての BEPS の最初の懸念点とした。これは、これらの支出の損金性を正当に評価するために必要な情報の多くがグローバル本社にあるため、特にこれまでの移転価格税制の下では新興国側の税務調査による税制の適正な執行が困難である、という新興諸国の主張である。

## 2 「底辺への競争」 Race to the bottom

この項では DWG 報告書 Part I, Section 6 の項目 c) の内容を要約して分析する。先進国からの資本輸入<sup>9)</sup>に依存する多くの新興国では、進出しようとする外資企業が、関連法令に基づく画一的な水準を超える追加的な投資優遇条件を求めて、誘致当局に対して特別に働きかける交渉が行われている。投資優遇措置には法人税・固定資産税などの減免が含まれることが多く、外資企業が複数の進出候補地を有する場合は、投資誘致の実績を必要とする当局に対して、交渉における外資企業側の立場の優位性が強まる。DWG 報告書はこの「交渉によるインセンティブ」が、結果的に新興諸国の課税ベースの深刻な棄損につながっていると指摘し、つづけて当局側の透明性や行政ガバナンスの未熟さ、さらには許諾権限が汚職の深刻な増加要因になっている、という新興諸国の実態に言及している (Part I, pp. 25-26)。誘致条件を競争する結果として、隣接する新興諸国全体の財政に生ずる負の連鎖を、DWG 報告書は「底辺への競争」と表現する。

新興諸国にとっての「底辺への競争」の意味は、先進諸国のそれと大きく異なっている。先進国関係者が「底辺への競争」の語を用いるときは、本稿が冒頭で触れた長年にわたる法人税率の引き下げ競争を意味することが多い。先進諸国にとってこの問題は一義的には、直接税・間接税比率や税源配分など、自国の歳入が法人税率低下の影響をどう吸収するか、という国内の課題に変換される。他方新興諸国にとってこの現象は、国内税源の確保に向けた新興国の行政努力の弱まりを伴って現れ、対内直接投資の誘致実績が目的化した財政政策がきたす負の影響が隣接諸国に拡散する影響が生じる (スピルオーバー効果)。次項ではこの点の理解を深めるため、多国籍企業の租税回避に対して先進国と質の異なる問題を抱える新興国の税財政の事情を概観する。

## 3 新興諸国の税財政における構造的問題と BEPS が及ぼす弊害

本項では新興諸国の税財政が一般に抱える種々の構造的問題のなかで、「徴税管理の水準」と「法人税収への依存」を取り上げる。これらが影響する結果、多国籍企業の BEPS が財政に与える影響が、先進国に比して新興国において深刻化する背景を考察する。

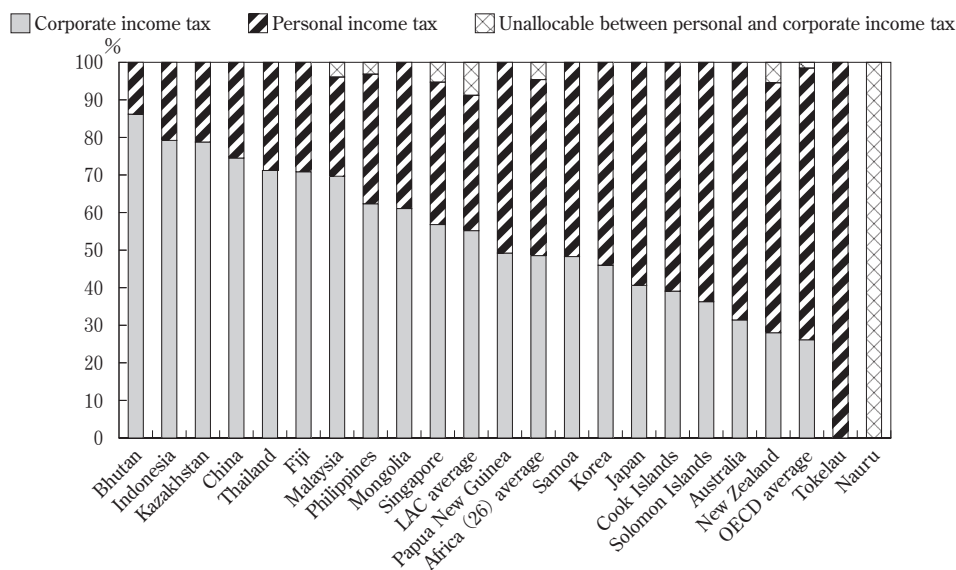
### (1) 新興諸国の税財政に固有の特徴

まず先行研究は、新興諸国における徴税管理の水準を指摘する。すなわち新興諸国では



一般に、中規模以上の納税者で構成され、源泉徴収や帳簿に基づく法人税などの納税に一定の水準で服する「公式セクター」の経済に比して、「非公式セクター」に属する経済の比率が大きい（Bird and Zolt, 2008, p. 80）。また金融当局の管理規制を免れている世界中の個人金融資産のうち、少なくとも3分の1が中・低所得の新興諸国の個人のものであるという推計（Henry, 2016, pp. 81-83）もある。このことから新興諸国は、ごく少数の特別な富裕層に属する個人と、中規模未満の事業者の納税遵守の欠如という構造的な問題を抱えていることが伺われる。

図表 2 アジア諸国の所得税収に占める法人・個人課税の構成割合（2018年）



OECD, 2020a, Figure 1-10.

次に、新興諸国の財政は先進諸国よりも法人税収に依存している。例えばアジア諸国の所得課税に占める法人税収と個人税収の比率を示した図表 2 によると、島嶼国を除けば、OECD 諸国の法人税収比率が少なく、インドネシア・中国・タイ・マレーシアなどの法人税収比率が顕著に高い。このため、法人税収を収縮させる租税競争からの弊害が、先進国よりも新興国において深刻である。

(2) 多国籍企業の BEPS が新興諸国にもたらす影響

多国籍企業の BEPS によって新興諸国が影響を蒙る仕組みを考量するのに、OECD (1998) が列挙した租税競争による 6 つの弊害 (図表 1 参照) が参考になる。

まず「③納税者全体の遵守意識」は、そもそも新興諸国に固有の問題であるという意味で、租税競争という外的環境要因とは関係が希薄であるとみられる。また元来「⑥税管

理・遵守コスト負担」を問う水準の徴収事務管理が、十分に成立していない新興諸国が多いとみられる。他方、③⑥以外の項目について次のことがいえる。まず法人税収への依存度が高い新興諸国の間で、「①実業投資の流れ」を引き寄せようとする競争が受注・失注結果の単純な「ゼロ・サム・ゲーム」を意味せず（Ozai, 2018, p. 68）、隣接諸国・地域全体の歳入状態の悪化を累積させる「底辺への競争」が、特別に生じやすい。さらに新興国は、「②租税体系の全体的公正性への影響」との関連で国内にも構造的問題を抱える。富と所得の再分配機能は、個人に対する累進所得税が担うべきであるが、ここで「非公式セクター」経済の存在と個人納税者のコンプライアンス確保がままならないことが問題となる。「底辺への競争」による法人税収の喪失が、新興諸国の裕福な個人納税者に対する累進課税によって実質的に補われることが少ない。すなわち「⑤可動性の少ない国内税源に対する転嫁」は限られ、大きな国際援助への経常的な依存につながる。国際援助への依存が強まれば、「④税と公的支出についての望ましい水準と組み合わせ」について、新興国がその本質を自律的に追求することは困難である。

以上、本節で考察したように、BEPS プロジェクトに至る OECD 主導の国際協調の一連の経緯は、1998年以來、先進国の問題軽減を中心として展開してきた。他方で多国籍企業の租税回避は、新興国においてより大きな経済的影響をもたらしているとみられる。その新興国にとっての影響要因は、OECD 主導の国際協調が従前から示してきた「有害税制」の定義と多くの点で共通している。したがって多国籍企業の租税回避が新興国にもたらす弊害は、国際課税上の重要な問題であるといえる。次節では、本稿の執筆時（2022年4月）における OECD 主導の国際協調からの最新の処方箋である 2 Pillars 税制枠組みを概観し、国際協調が実現しようとする「平等な競技場」が新興国の2つの批判点に対して意味するところを検討する。

## V 「2 Pillars 税制枠組み」が新興諸国にもたらす効果とその限界

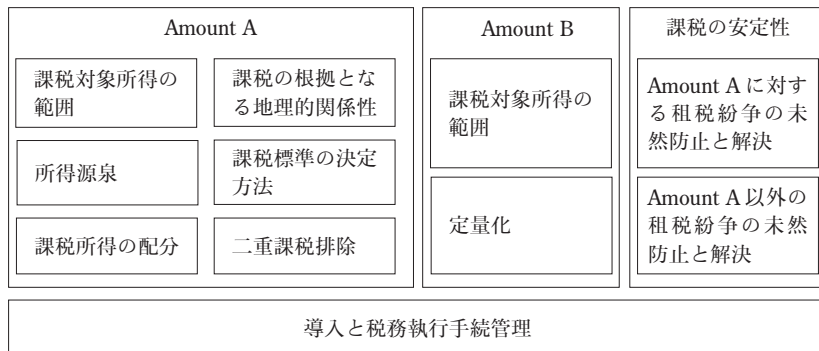
2 Pillars 税制枠組みは、ポスト BEPS に参加している137か国の税制改正の指針として機能することが予定されており、本稿の執筆段階では、各国で実際に制度化された税制に対する研究者や実務家からの批評は十分に発表されていない。しかし DWG 報告書から本稿が抽出した多国籍企業の租税回避に対する新興国による2つの批判点（無形資産等取引と「底辺への競争」の問題）に対して、2 Pillars 税制枠組みがどのように答えようとしているかを限定的に考察することは可能である。本稿は、2022年3月時点で明らかにされている Pillar 1 Blue Print (OECD, 2020b)、OECD/G20 声明 (OECD, 2021a) および Pillar 2 Model Rule (OECD, 2021b) に則して論述を進める。

## 1 Pillar 1 税制

Pillar 1 税制は特に大規模な多国籍企業（グローバル連結売上200億ユーロ超）の、全社またはセグメント連結売上高10%を超える利益の一定割合を、当該多国籍企業の事業が関連する国・地域に対して課税所得として定式的に按分する。2021年7月の合意発表時点では、この税制の対象となる企業は世界に100社程度とみられ、Pillar 1 税制は今日の多国籍企業のビジネスモデルに適用した法人所得課税を目指すため、所得の国家間配分の実務と、それをつかさどってきた恒久的施設の概念を変更する。下に要約するとおり、その変更は多国籍企業が提供する財・サービスの市場となっている国の課税権を拡大する構造になっている（Pillar 1 Blue Print, para. 6）点に特徴が認められる。

- ① 対象となる大規模・高利益の多国籍企業の連結利益を、市場国における基礎的な活動（例えば販売活動）からもたらされる利益（Amount B）と、基礎的活動を超えた残余利益である Amount A（先述した連結売上高の10%を超える利益）とに区分する。
- ② Amount B に対して従来の移転価格税制の考え方に則した最低利益率に対する課税を単純で整理された形（simplified and streamlined, OECD, 2021a）で定式化する。
- ③ 従来の市場国が課税権を獲得するために従来必要とされてきた恒久的施設がなくとも、一定規模以上の売上が計上されている市場国が、Amount A のうち一定割合に対して課税することを認める（定式配賦）。
- ④ Amount A から定式配賦の対象とされる規模（quantum: OECD, 2021a）は20-30%とされ、市場国ごとの売上金額の比率に従って課税所得として按分される。

図表 3 Pillar 1 税制が解決するとされる課題



OECD, 2020b, Figure 1.1 を筆者翻訳。

## 2 DWG 報告書の主張に対する Pillar 1 税制の対処

第IV節第1項では、DWG 報告書が多国籍企業の無形資産等取引を税源浸食取引として問題視していることを確認した。図表 3 は Pillar 1 Blue Print がこの税制の姿勢を示した

ブロック概念図 (Figure 1.1) である。図表 3 に示した通り、Amount A の概念ブロックには、6 つの国際課税上の課題、すなわち課税対象所得の範囲、所得源泉、課税所得の配分、課税の根拠となる地理的關係性、課税標準の決定方法、二重課税排除について、国際協調から包括的な形で対処策が提示されているといえる。

他方、DWG 報告書が指摘したいま一つの論点である「底辺への競争」の問題については、以下のとおり中心的課題として取り扱われていない。Pillar 1 税制は定式的な計算方法を前提として、多国籍企業の連結所得に対する最終消費地国の課税権を限定的に容認する制度であるといえる。ここで新興諸国の間でも、豊かな国内消費市場を抱える国とそうでない国があるから、Pillar 1 税制は国内市場の規模に従った新興諸国間の格差を助長しかねない。また配分所得に対して適用される税率は各国の任意とみられることから、類似の国内市場規模にある国々の間で、税率の引き下げ競争が展開する可能性もある。さらに、従前からタックス・シェルター取引 (最も挑戦的な租税回避行為) を重用してきた金融業、所得の低いモノカルチャー資源国での租税回避行為が長年批判されてきた資源採掘産業が、Pillar 1 税制から除かれている。Pillar 1 税制の課税対象企業は段階的に拡大される方向性も示されており、この点は公正な新制度に対して寄せられる期待の観点から、引き続き注目される。

### 3 Pillar 2 税制

Pillar 2 税制は過去 4 事業年度のうち 2 年のグローバル連結売上高が 7.5 億ユーロを超えるすべての多国籍企業を対象にする。Pillar 2 税制が対象とする多国籍企業の納税者の範囲は、Pillar 1 税制と異なってきわめて広範である。Pillar 2 税制には、15% 未満の税負担割合にある事業に対して追加的に合算課税する IIR (所得合算ルール、Income Inclusion Rule) と、IIR の課税から漏れた合算課税の可能な税額を、資本輸入国側で按分して追加課税する UTPR (Under-tax Payment Rule) が含まれている (以上二つを Global Anti-Based Erosion: GloBE 税制<sup>10)</sup> と総称する)。

IIR では、連結売上高 7.5 億ユーロ以上の多国籍企業グループにおいて、各事業体の財務会計から各種の調整の結果算出される租税負担割合を、各国・地域ごとに合算するプロセスが求められる。グローバル最低税率として別途定められた 15% を、この各国租税負担割合が下回る割合に基づいて、IIR の合算税額 (トップ・アップ税額) が計算される。トップ・アップ税額は国別の所得と持分割合に基づいて各国に按分されて、多国籍企業グループの頂点に位置する最終親会社が、按分結果を各国に納税する。IIR のもとでは多国籍企業の連結会計の範囲を「constituent entities: 構成事業体」として税額を計算するが、特定の国において軽課税の状態である事業を営む連結子会社から生じるトップ・アップ税額は、持

分割合に従った計算によって最終親会社の納税から漏れることがある。IIR 計算からのこのような漏れを捕捉するための制度として UTPR が設けられている。IIR 未課税額は UTPR が適用されている諸国の間で按分され、構成事業体がそれぞれの所在地国で納税する。

#### 4 DWG 報告書の主張に対する Pillar 2 税制の対処

本項では DWG 報告書が指摘した「底辺への競争」の問題に関連して、本稿執筆時点で判明している Pillar 2 税制枠組みの特徴を論ずる。税制優遇を含む投資優遇措置を起用して誘致した外国資本からの税収に依存してきた新興諸国に対して、Pillar 2 税制は租税政策の自由に相当な制限を課すこととなると同時に、Pillar 2 税制が「底辺への競争」を軽減・是正すべき課題として設計されたものでないことが指摘できる。それは次の3つの点による。

- ① 資本輸入国から資本輸出国へ税収を移転する力が働くこと。IIR による所得合算によって、特に資本輸出国において、15%を結果的に下回ることを容認するような法人税制を維持する動機付けは減少するものとみられる。これは租税負担割合が15%を切ることとなった資本輸入国の租税優遇措置を、結果的に資本輸出国が取りあげる結果につながるため、先進諸国と新興諸国の国際的所得格差に対する潜在的な逆進性が指摘される。
- ② 事業実態を伴う投資誘致の自由度を間接的に制限する力が働くこと。15%を基準とする国別の租税負担割合の算定にあたっては、事業実態に基づいて算出した一定金額を租税負担割合の分母から控除する、カーブ・アウト計算の制度が設けられている。構成事業体が国内で計上する人件費と、有形固定資産簿価に対して、それぞれ5%<sup>11)</sup>に相当する金額が、租税負担割合の低下を限定的に抑制する効果がある。最低税負担率である15%との関係でその国における租税負担割合にカーブ・アウト計算がどう貢献するかが、外国投資家と投資誘致当局との間の新たな交渉要因となる。法人税制を含む投資優遇措置を外国投資誘致の柱としている新興国は、政策の抜本的な見直しが求められる。また新興国側の事務管理能力の限界などから、DWG 報告書がすでに多国籍企業に対する新興国側の交渉不利を指摘しているところ、この制度は多国籍企業を相手とする新興国の投資誘致交渉をより複雑なものにすると思われる。
- ③ 法人所得課税の減免以外の財政措置を起用した誘致競争による「底辺への競争」の問題は残ること。IIR は法人所得を課税ベースとする税しか捕捉しない。両社の交渉の力関係によっては、外国投資家は将来の当該国での投資規模拡大の自由度を確保しつつ、有利な投資誘致条件を求めて、当局に対して法人所得税の減免以外の財政支出を手当て



する優遇を要求する可能性もある。このことは資本を輸入する新興国の財政を圧迫する要因であるという意味では、法人所得税の減免と本質的に変わらない。また IIR 未課税額を再配分する UTPR の税収は、構成事業体が所在する国ごとの人件費と有形固定資産簿価のそれぞれ50%を計算要素とした按分によってもたらされる。このことから、UTPR への加入とともに、外国投資の誘致実績を求めて新興諸国地域全体で優遇条件の競り合いが「底辺への競争」をもたらす懸念が残り続け、本質的な軽減・解消への道筋を見出すことができない。

本稿はⅢからⅤまでの以上の節において、多国籍企業の租税回避に対する新興諸国の主張を DWG 報告書から抽出し、これに対する OECD 主導の国際協調の対応姿勢を 2 Pillars 税制枠組みから解読してきた。以上の考察によって、新興国が「底辺への競争」と表現する、今日の国際経済社会における格差の問題は、OECD 主導の国際協調の中心的課題として取り扱われていないことが示された。本稿はこれより独自の所説を論述する。まず本稿のⅢからⅤの諸節の整理に基づいて、2 Pillars 税制枠組みが国際格差の是正に寄与するとした識者の寄稿に欠落する視点を指摘する。そのうえで当該寄稿とⅡでレビューした Faulhaber (2017) と Dowling (2014) からの示唆に基づいて、2つの RQ に回答する考察を行う。

## Ⅵ 考察—国際協調の課題領域の限界と企業統治がもたらしうる効果

### 1 2 Pillars 税制枠組みの格差是正効果に対する評価

本稿執筆当時(2022年4月)における2 Pillars 税制枠組みに対する識者の論評には「Pillar 2 税制の最低税率は格差是正に寄与する」というものが比較的散見される。例えばズックマン (Gabriel Zucman)<sup>12)13)</sup> は、Pillar 2 税制の最低税率を「依然として低い」<sup>14)</sup> としながらも、多国籍企業がタックス・ヘイブンで利益を計上することの意味合いが薄れることで、法人税率の引き下げ競争から解放される国がある、という。ズックマンは、2 Pillars 税制枠組みが法人税の最低税率が各国の税収を増やし、「国際的な租税競争の下で、一部の国が他国を犠牲にして豊かに」なる結果をもたらしてきたグローバリゼーションの弊害を是正する効果があると期待する。

ズックマン (2022) はグローバリゼーションと格差の問題を論じているようにみえるが、その論述は主要国内における中産階級の保護と国内所得再配分に視野を限定している点において、不充分さが指摘されるべきである。ズックマンは国際的な租税競争の構造的課題として、他国の犠牲で一部の国が豊かになってきた実態を指摘している。そうであれば先

進国と新興国の間に生じてきた格差，ならびに個人間の富と所得の偏在は新興国において顕著であることから，グローバリゼーションが関係する共通の課題意識の下で，国際格差の問題が取り扱われなければならない。ズックマン（2022）が税収増の試算値として示した国はG7の7か国のみであり，2 Pillars 税制の新興諸国に対する影響にズックマン（2022）はほとんど言及していない。国際的所得格差に課題意識を求めながら，先進国と新興国の格差の問題への対処が具体的に論じられていない点を，本稿はズックマン（2022）の論説の重要な欠落であると指摘する。

他方でズックマンは，多国籍企業や富裕層個人の所得が「世界経済の統合により」移転しかねないことを未然に防がねばならない，という国際的な租税競争の論理について，熟議が必要であると指摘している。本稿はこの点を評価する。次の項ではⅡで検討した Faulhaber（2017）の指摘と，ⅢからⅤの各節の整理を総合して，租税競争がどのような構造を持つかを考察する。それによって，OECD 主導の国際協調が中心的課題として対処しようとしている領域と，その外に置かれた課題が何かを明らかにすることができる。

## 2 租税競争の多極的構造と OECD 主導の国際協調による課題領域の限界

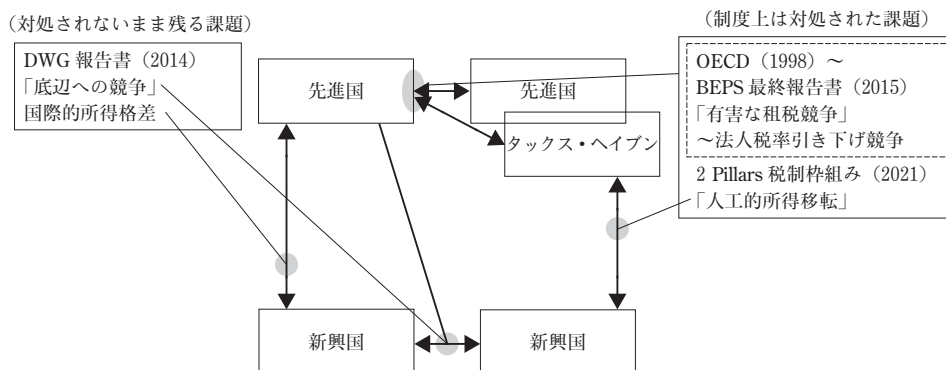
本稿はⅠで次のリサーチ・クエスチョンを掲げ，主に国際機関からの報告書の分析を通じてその答えを探索してきた。

RQ1 OECD 主導の国際協調から示された新たな税制の枠組みは，多国籍企業の租税回避に対する新興国の税財政上の課題に対処するものであるか。

Faulhaber によれば，国際的な租税競争には主権国家間の産業競争力を背景とした競争原理が働いている。ⅢからⅤで整理した検討内容を次のように要約することによって，ズックマンや Faulhaber の指摘を次のように深めることができる。まず特定の税制の有害性に関する OECD の定義と 2 Pillars 税制枠組みを照合して考察することにより，本稿は 2 Pillars 税制枠組みが実現しようとする「平等な競技場」の課題領域を明らかにした。続いて同じ有害税制に関する OECD の定義を，新興国における税財政の特徴を照合して考察することによって，本稿は，OECD 主導の国際協調の課題領域には新興国の「底辺への競争」の問題が中心的に取り扱われておらず，新興国の税財政上の問題が残りののではないかと，という仮説を見出した。その仮説を確かめるため，2 Pillars 税制枠組みの概要を分析したところ，まず Pillar 1 税制は，特別に大規模・高利益の多国籍企業からの税源を最終市場の国へと再配分するもので，ここからは新興諸国も国内市場の規模に応じた歳入がもたらされる点が注目される。Pillar 1 税制よりも広範な多国籍企業を対象とする Pillar 2 税制においては，有形固定資産投資，雇用をベースとする対内直接投資の誘致競

争が生じ続けることが見通される。その競争は多国籍企業の税負担割合に表現されない財政負担に形を変える可能性がある。本稿がこれらの検討結果を総合した結果、先の仮説が成立する蓋然性が高いことが判った。

図表 4 多極的な租税競争



筆者作成。

以上の考察を図示すると、図表 4 のようになる。2 Pillars 税制が世界の多くの国で制度化されることによって対処されようとしている課題が、国際経済社会の構造的課題の一部にすぎないことを、図表 4 は示している。すなわち、租税競争は先進諸国、タックス・ヘイブン地域、新興諸国を軸にする多極的な構造を持っていると理解される。租税競争の複数の側面のうち、図表 4 の右側は OECD (1998) 以来、国際協調が中心的課題として取り扱ってきた種類である。この立場はタックス・ヘイブンの台頭の影響を受けながら、先進諸国の間で長年続いてきた法人税率の引き下げ競争を抑制する国際課税制度を志向してきた。2 Pillars 税制枠組み、とりわけ Pillar 2 税制が実質的に世界中の国・地域で制度化されれば、一定の成果を期待することができるとみられる。これらは「制度上は対処された課題」である。他方図表 4 の左側は租税競争の側面のうちで「OECD 主導の国際協調において対処されないまま残る課題」である。先進諸国との間の国際格差を背景として、外資系企業からの法人税収に依存する新興諸国が対内直接投資の誘致競争に陥る結果、隣接地域全体の財政の悪化がもたらされる「底辺への競争」の問題は、BEPS 最終報告書の発表に先だつ 2014 年から DWG 報告書によって指摘されてきた。本稿の検討の結果、OECD 主導の国際協調が定義した租税競争の弊害の要素の多くが新興諸国の「底辺への競争」の現象に当てはまるにもかかわらず、その「底辺への競争」は OECD 主導の国際協調の中心的課題として対処されていない。これが本稿 RQ1 の回答となる。

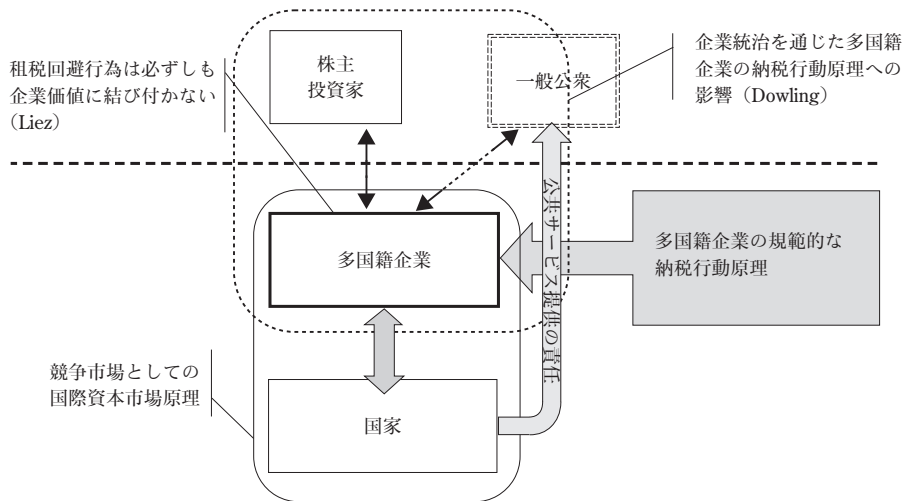
II において本稿が Faulhaber から得たもう一つの示唆は、租税回避の議論を納税者（の行動原理）を含む形に転換し、租税回避と租税競争の相互関連性を踏まえて有害な租税競争

争をめぐる議論の枠組みを再整理すべきである、という点である。次項ではこの示唆に基づいて、租税競争と相互に関連する租税回避の問題を企業統治の見地から考察する。

### 3 租税競争と租税回避との相互関連性に対する企業統治の作用

ズックマンや Faulhaber が指摘するように、資本市場と企業の経済活動のグローバルゼーションによって、世界の多くの国が自国の産業競争力の維持・拡張を意識した競争市場への参加を余儀なくされている。多国籍企業は、国家の課税主権の行使のありかたに影響力を及ぼすほど、租税競争における中心的地位を勝ち得たが、その多国籍企業は、租税回避をめぐるどのような企業統治に服するべきか、を考えあわせる思考が可能となる。その思考を図表5のように示すことができる。

図表5 租税競争と相互に関連する納税行動原理に対する企業統治の影響



筆者作成。

図表5を上下に分割する点線の下半分は、競争市場としての国際資本市場の原理を示している。そこでは多くの国が、自国の産業政策への貢献が期待できる多国籍企業を想定顧客とし、その顧客群について予想される選好に従って租税優遇措置を提供している。点線の上半分は企業統治からのアプローチを示している。第I節第2項で触れたように、租税回避が必ずしも多国籍企業の企業価値を産むとは実証されていない (Liez, 2013)。そして租税回避を執拗に行う企業が営む事業の社会的価値を見直すべきである、という考えから、一般公衆の経済的利害がより保護されるべき、と説く Dowling の学説 (第II節第2項) がある。

ここで国家はいうまでもなく、一般公衆に対して公共サービスを提供する責任を負って

いる。一般公衆は民主主義の統治機構を通じた国家主権の最大の利害関係者であるから、多国籍企業の統治に参加し、間接的ながら多国籍企業の納税行動に対して有効な影響力を発揮させる資格が一般公衆に認められるべきと考えられる。一般公衆が多国籍企業に及ぼす企業統治の確立には長い時間がかかるであろうが、一般公衆からの企業統治は、多国籍企業が事業を営む全ての国・地域の経済社会の持続的な発展に不可欠な納税に、高い優先順位を付す経営戦略を多国籍企業に要求する外生的な作用となると期待される。これまで散発的に報道されてきたタックス・スキヤンダル<sup>15)</sup>に対する受動的対応ではなく、多国籍企業が自らを律する規範的な納税行動原理を常に採用するような、企業統治に関する内発的な変容が同時に機能することによってはじめて、多国籍企業による主体的な問題解決への関わりが、自律的かつ持続的なものとなる可能性がある。

RQ2 国際協調による新たな税制の枠組みによって残される新興国の課題に自律的な改善を促すために、どのような概念が鍵となりうるか。

この「企業統治の概念に基づく規範的な納税行動原理」が、本稿の RQ2 への回答である。

## Ⅶ 結び—多国籍企業に規範的な納税行動を促すための企業統治の概念

「底辺への競争」の問題は、OECD (1998) が租税競争の問題を国際協調の課題として設定して以来、一貫して課題領域の外とされてきた。「平等な競技場」の具体化とされる「2 Pillars 税制」においても、それは変わらない。OECD 主導の国際協調によって新興国からみた租税回避の問題が残されるならば、多国籍企業の納税行動のメカニズムを解析し、問題の改善を後押しするような納税行動の採用を多国籍企業に促す論理を検討する必要がある。本稿はこのことを明らかにした上で、残される課題を自律的な改善・解決に導くため、多国籍企業に規範的な納税行動原理を問うことが鍵となりうることを、そしてその議論には企業統治の概念が重要であることを示した。これが本稿の結論である。

### 注

- 1) 渡辺 (2020) はデジタル・サービス税を、グーグルのようなプラットフォーム企業に対する、法人税に代わる、売上収入に対する課税として説明している (222-224頁)。
- 2) 渡辺 (2021) によると、2020年11月時点で、欧州9か国、アジア・中東6か国、アフリカ・南米の3か国がデジタル・サービス税を導入済みか、またはその導入を検討している。
- 3) 日本経済新聞「米、デジタル税の交渉打ち切り 欧州に課税撤回要求」2020年6月18日。
- 4) 2010年代を通じた研究の動向については、社会的責任と納税との関係性を解明した15の実証



研究の分類別分析に取り組んだ Ichiba (2022) に詳しい。

- 5) Sikka (2010) は *Smoke and mirrors* 「(手品師の) 巧妙なトリック」と題した論文で、租税回避を迫及する企業が、行動規範 (Code of conducts) を外部公表して社会的責任を標榜するのは偽善 (hypocrisy) であるとし、言葉での社会的責任と納税行動の間の「言行不一致」を批判した。Hasseldine and Morris (2013) は Sikka (2010) を指定して、租税回避における税務上の是否認においては、税務当局と税務専門家のどちらも、個別事案に対する税法の適用について絶対的正解を保持しているわけではないことから、「税負担を考慮した後のポジションが有利な選択肢とそうでないものが経営者の目前に示されたとき、他の条件が等しければ、税効果の有利な選択を下すことが民主社会において経営者に課せられた倫理責任 (moral obligation) である」とする批判を展開した。
- 6) 例えば、OECD においてパテントボックス税制を有害であるとする論調に、英国が難色を示し、ドイツとの協議によってネクサス・アプローチが提唱された、ということ、複数の研究が指摘している (Faulhaber, 2017, p. 334, Avi-Yonah *et al.*, 2016, p. 219)。
- 7) Dowling (2014) の原典における表示は the letter of the law, the spirit of the law であり、tax law という明示はないが、その論題 *The Curious Case of Corporate Tax Avoidance: Is it Socially Irresponsible?* および全体的な論旨から税法の遵守を論じていることは明らかであるため、本文中の表示としている。
- 8) なお Hasseldine and Morris (2013) は、租税法定主義に含まれる課税要件明確化の原則に基づき、the letter of the law と the spirit of the law を区分して、後者の税法遵守を納税者に求める立場をも批判している。
- 9) 先進諸国間では古くから企業活動を通じた双方向の資本交流が盛んであり、資本輸出国・資本輸入国の両方の立場が生じている。本稿は租税競争と多国籍企業の租税回避が相互に関連しながら、構造的問題を抱える新興諸国に特別にもたらされる問題を論じるため、便宜的に、新興諸国の立場を資本輸入国に限定して論述を進める。
- 10) 資本輸入国側の措置にはこれに加えて、受領者側で7.5%から9%の税負担水準に満たない支払利息・使用料等の取引に対して、租税条約の軽減税率適用を認めずに特別な源泉徴収税を課す制度も含まれている (STTR, Subject-to-Tax Rule)。
- 11) Pillar 2 税制が導入される2023年直後から10年間にわたって、カーブ・アウトを算出する比率を本則比率の5%に向けて段階的に引き下げる経過措置が設けられている。Pillar 2 税制導入当初人件費ベースは10%、有形固定資産ベースは8%を用いてカーブ・アウトを計算する、とされている (Pillar 2 Model Rule 9.2)。
- 12) 本稿が引用先とした論説記事が日本語表記であることから、本文の筆署名を日本語により表記することとしている。
- 13) ガブリエル・ブックマン「【経済教室】法人課税国際合意の意義 (下) 最低税率, 格差是正に寄与」『日本経済新聞』2021年12月21日。
- 14) タックス・ヘイブンとして認知されたシンガポール、香港の法定税率は17%、16.5%である。
- 15) 近年のタックス・スキャンダルのうち主なものとして、パナマの法律事務所からの情報漏洩に端を発したパナマ文書 (2016) のほか、パラダイス文書 (2017)、パンドラ文書 (2021) などの例が挙げられる。

## 引 用 文 献

- Avi-Yonah, R. S. (2004), Corporations, Society, and the State: A defense of the corporate tax, *Virginia Law Review*, 90 (5), pp. 1193-1255.
- Avi-Yonah, R. S. (2006), Corporate Social and Responsibility and Strategic Tax Behavior, *University of Michigan Law School*, pp. 1-28.
- Avi-Yonah, R. and Xu, H. (2016), Evaluating BEPS: A Reconsideration of the Benefits Principle and Proposal for UN Oversight, *Harvard Business Law Review*, 6 (2), pp. 185-238.
- Bird, R. M. and Zolt, E. M. (2008), Tax policy in emerging countries. *Environment and Planning C: Government and Policy*, 26 (1), pp. 73-86.
- Davis, A. K., Guenther, D. A., Krull, L. K. and Williams, B. M. (2013), Taxes and corporate accountability reporting: Is paying taxes viewed as socially responsible? Available at [https://www.jstor.org/stable/pdf/43867007.pdf?casa\\_token=DfAWaIfM9ZwAAAAA:S6yHYuSJ5cjVIcSXSZys6Og\\_GA5NduyrYgRhse-vpBF30b5GvMUY\\_WJt\\_YHOoS02xlXXgUkY85O\\_U5GIu9h13uIBzkcygRM4TsEIUs-pYj0LtN0nRVkof](https://www.jstor.org/stable/pdf/43867007.pdf?casa_token=DfAWaIfM9ZwAAAAA:S6yHYuSJ5cjVIcSXSZys6Og_GA5NduyrYgRhse-vpBF30b5GvMUY_WJt_YHOoS02xlXXgUkY85O_U5GIu9h13uIBzkcygRM4TsEIUs-pYj0LtN0nRVkof)
- Davis, A., Moore, R. and Rupert, T. (2017), The effect of tax expense management and CSR ratings on investor perceptions of firm value and CSR performance, *Northeastern U. D'Amore-McKim School of Business Research Paper*.
- Dowling, G. (2014), The Curious Case of Corporate Tax Avoidance: Is it Socially Irresponsible? *Journal of Business Ethics*, 124, pp. 173-184.
- Durst, M.C. (2018), *Taxing Multinational Business in Lower-Income Countries: Economics, Politics and Social Responsibility*, Institute of Development Studies.
- Eden, L. (2019), The Arm's-Length Standard Is Not the Problem, *Tax Management International Journal*, Bloomberg Tax, pp. 1-9.
- Eden, L. (2016), *Multinationals and Foreign Investment Policies in a Digital World*, International Centre for Sustainable Development.
- Faulhaber, L. V. (2017), The Trouble with Tax Competition: From Practice to Theory, *Tax Law Review*, pp. 311-365.
- Forstater, M. (2018), *Tax and Development: New Frontiers of Research and Action*, Centre for Global Development.
- Henry, J. "Let's tax anonymous wealth!" Pogge, T., and K. Mehta eds. (2016), *Global Tax Fairness*, Oxford University Press, pp. 31-95.
- Ichiba, T. (2022), Is Tax Payment a Part of Corporate Social Responsibility? *Business and Accounting Review*, 29, pp. 1-21.
- Lanis, R. and Richardson, G. (2012), Corporate social responsibility and tax aggressiveness: An empirical analysis, *Journal of Accounting and Public Policy*, 31 (1), pp. 86-108.
- Lanis, R. and Richardson, G. (2015), Is corporate social responsibility performance associated with tax avoidance? *Journal of Business Ethics*, 127 (2), pp. 439-457.
- Lietz, G. M. (2013), Determinants and Consequences of Corporate Tax Avoidance, *Munster School of Business Economics Working Paper*, pp. 1-64.

- OECD (1998), *Harmful Tax Competition – an emerging global issue*.
- OECD (2014), *Two-Part Report to G20 Development Working Group on the Impact of BEPS in Low Income Countries, Parts I and II*.
- OECD (2015), *Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5 Final Report*.
- OECD (2020a), *Corporate Tax Statistics Second Edition*.
- OECD (2020b), *Tax Challenges Arising from Digitalisation – Report on Pillar One Blueprint: Inclusive Framework on BEPS*.
- OECD (2021a), *Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising From the Digitalisation of the Economy*.
- OECD (2021b), *Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)*.
- Ozai, I. (2018), Tax Competition and the Ethics of Burden Sharing, *Fordham International Law Journal* 42, pp. 61-100.
- United Nations Department of Economic and Social Affairs, Zolt, E. (2015), *Tax Incentives: Protecting the tax base, Paper for Workshop on Tax Incentives and Base Protection*.
- 池田義典 (2017), 「BEPS, Post BEPS 及び自動的情報交換」『税大ジャーナル』49-73頁。
- 渡辺徹也 (2020), 「デジタル・サービス税の理論的根拠と課題 —Location-Specific Rent に関する考察を中心に—」『ファイナンシャル・レビュー』143, 219-235頁。
- 渡辺徹也「デジタル・サービス税について (デジタル経済下における国際課税勉強会)」(早稲田大学法学学術院), 2021年5月14日。